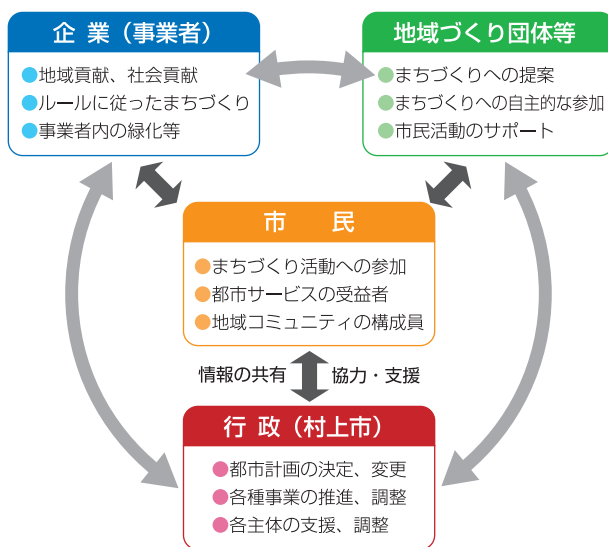


実現化方策

協働体制の確立と進行管理

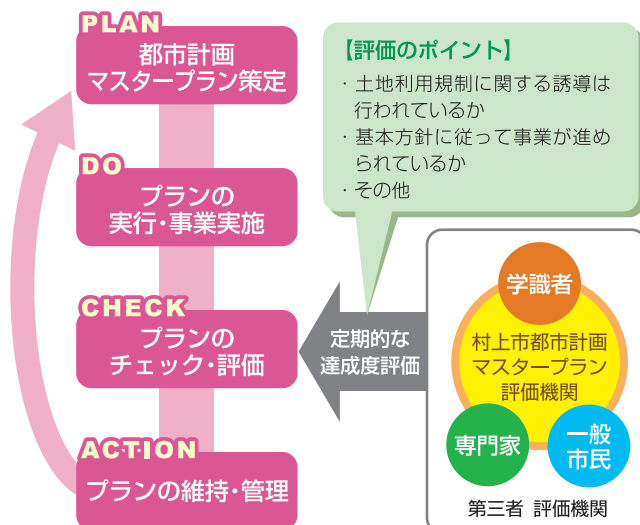
(1) 協働によるまちづくりの体制づくり

市民が主役のまちづくりを重視し、企業や地域づくり団体等がこれを支援し、さらに行政が全体を大きく下支えしていく形で推進します。



(2) 計画の評価・見直し体制づくり

事業の進捗や効果を客観的に評価（チェック）するため、学識者や専門家、一般市民等により構成される評価機関を確立し、定期的な達成度評価を行うことを目指します。



進行管理のイメージ

(3) 情報公開と透明性の確保

まちづくりの状況を広く市民に公開することにより、市民と行政との密接な情報共有と適切なパートナーシップの確立を目指します。情報は、市報むらかみ、ホームページ、また携帯電話での情報提供などを通じ、広く市民に公表するとともに、市議会、都市計画審議会等へも定期的に報告することとします。



まちづくりの手法

(1) 都市計画で定める土地利用規制・誘導手法

目指すべき土地利用に向けて、建物等の用途、密度、形態等に関する規制・誘導を行っていくため、都市計画マスタープランで定めた土地利用方針に基づき、適切な規制誘導手法を活用します（都市計画区域、用途地域、防火・準防火地域など）。

(2) 都市施設整備・市街地整備事業

都市計画においては、道路、公園をはじめ、上下水道、供給処理施設（ごみ処理施設・火葬場等）を都市施設として定め、整備することができます。

また、市街地開発事業を都市計画で定め、適切な市街地の整備を実施することもできます。

(3) その他事業等

村上市の条例や要綱、協定などのルールづくりにより、独自のまちづくりを行うことができます。



村上市都市計画 マスタープラン

村上版コンパクトなまちづくりを目指して



平成22年3月

村上市